

## 会議録

名称	令和4年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和4年12月5日（月）午後1時から午後2時50分まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	<p>（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、武藤、橋本、斉藤、かいでん、北澤、伊藤、奥山、荘島、脇本、飯塚、佃、阪本、永積、瀬谷</p> <p>（区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、情報政策推進課長、事務局</p>
傍聴者	1名
配付資料	<p>&lt;事前配付資料&gt; 諮問事項の資料</p> <p>&lt;席上配付資料&gt; 次第</p> <p style="padding-left: 2em;">報告事項の資料</p> <p style="padding-left: 2em;">前回答申文</p> <p style="padding-left: 2em;">諮問文</p> <p style="padding-left: 2em;">審議会委員名簿</p> <p style="padding-left: 2em;">座席表</p>
会議次第	<p>1 会長、副会長の選出</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）会長の選出</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）副会長の選出</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 情報公開・個人情報保護審議会の運営</p> <p>4 諮問事項</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）個人情報処理に係る区の電子計算組織の外部結合事案の取扱いについて</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）情報システム記録禁止事項の例外事案の取扱いについて</p> <p style="padding-left: 2em;">（3）外部提供、目的外利用及び本人外収集に関する事案の取扱いについて</p>

	<p>5 報告事項  (1) 個人情報保護法の改正に向けた区の実施状況について</p> <p>6 その他</p>
<p>会議の結果及び発言の記録</p>	<p>会議の結果</p> <p>1 会長・副会長の選出  第18期の会長に岡田委員が、副会長に宮内委員がそれぞれ選出された。</p> <p>2 会長挨拶  会長から挨拶があった。</p> <p>3 情報公開・個人情報保護審議会の運営について  案のとおり了承された。</p> <p>4 諮問事項  (1) 採決の結果、賛成19名、反対1名となり、本件の電子計算組織の外部結合について、包括的に承認した。  (2) 採決の結果、賛成20名となり、本件の収集禁止事項の取扱いについて、包括的に承認した。  (3) 採決の結果、賛成19名、反対1名となり、本件の外部提供、目的外利用及び本人外収集に関する事案の取扱いについて、包括的に承認した。</p> <p>5 報告事項  個人情報保護法の改正に向けた区の実施状況について報告があった。</p> <p>6 その他</p> <p>発言記録  別紙のとおり</p>

<令和4年度第4回審議会発言記録>

- 1 会長、副会長の選出
  - (1) 会長の選出
  - (2) 副会長の選出
- 2 会長あいさつ
- 3 情報公開・個人情報保護審議会の運営

区側	<p>第17期の際に用いていました審議会の運営に関する取り決め事項でございます。内容をご説明いたします。</p> <p>項番1、所掌事項でございます。資料4を開いていただいて、恐縮ですが、資料5をご確認ください。資料5、情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項でございます。</p> <p>本件の記載内容につきましては、令和5年3月31日までの現行の個人情報保護制度における記載であるという点にご留意いただければと思います。法改正がされた後は、内容の一部が変更となるいうところでございます。</p> <p>大きなローマ数字Iですが、区が諮問を行って、審議会において審議・答申を行う事項でございます。</p> <p>項番1は、個人情報保護制度に係る記載でございます。 (1) 本人外収集、(2) 外部委託、(3) 特定個人に係る外部委託、(4) 目的外利用、(5) 外部提供、(6) 収集禁止事項の例外、(7) 外部結合について、それぞれ諮問をさせていただくものでございます。</p> <p>項番2は、情報公開や個人情報の運営に関する重要事項でございます。</p> <p>項番3は、電子計算組織の管理運営に関する重要事項でございます。</p> <p>項番4は、特定個人情報保護評価(P I A)に関する事項をそれぞれ諮問させていただくということでございます。</p> <p>次ページに行きまして、審議会の建議を行う事項が記載されてございます。また、報告を受ける事項として、それぞれ記載の事項を建議及び報告させていただくというものになります。</p> <p>恐れ入ります。資料4にお戻りいただけますでしょうか。</p> <p>会議の公開でございますが、会議は原則として公開し、特定の個人情報を取り扱う等、公開が不適切な場合については、都度公開しないこともあり得るということでございます。</p> <p>傍聴の申し込みは、都度会長から委員にご紹介をし、資料の配布は同じ物を提供、閲覧していただくと同時に、原則として公開に適さない資料は回収をさせていただくという取扱いでございます。</p> <p>会議での決定でございますが、採決により行い、少数意見がある場合には会議録に記録を行います。</p> <p>会議録の作成でございますが、要点筆記とさせていただきまして、発言者の個人名の記載はせず、会議録は事務局において作成、各委員のご確認を頂いた後に、会長が署名をして確定し、ホームページや区政資料室での公開を原則としてまいります。</p> <p>会議録の作成に当たりまして、事務局において一時的にICレコーダーで録音をさせていただきまして、会議録確定後に消去いたしますが、審議会委員におきましては、会議録が確定するまでの間、請求いただければ聞くことができるという取扱いでまいりたいと思います。</p> <p>在任中、任期後も守秘義務が課されるということで、先ほども会長からお話いただいた項目でございます。</p> <p>事務的などところでございますが、席上に配付させていただきました解釈云々等の青いファ</p>
----	---

イルにつきましては、都度、席上配付させていただきます。

欠席・遅刻、途中退席等は、記載のとおり確認、ご対応をお願いいたします。

審議会の開催日時ですが、決まり次第、記載のとおり区民の方々に会議公開を周知いたしますが、各委員におかれましてもメール等で周知をさせていただきます。

区職員及び各委員の方々がパソコンを使う場合は、録音を取ることやインターネット等の外部の接続を行わないことでのパソコンのご使用ということでご了承いただきたいということでございます。

引き続きまして、資料6をご覧ください。大きな2点目、審議会のオンライン会議の開催ルールでございます。

昨年、新型コロナウイルス感染症が急拡大されたことを受けまして、オンライン会議の開催ルールを本審議会において策定したところでございます。大きく緊急事態宣言及びまん延防止措置のテレワーク要請がある場合については、オンライン会議で開催をさせていただければと思います。まん延防止措置のテレワーク要請がない場合につきましては、対面の開催ということで考えておりますが、場合によってはオンライン参加も可といたします。

オンライン開催の場合も、オンライン環境が整わない方も中にはいらっしゃいますので、そういった方は対面と併用させていただきます。

対面開催の場合でもオンライン参加を希望する特段の事情を有する方につきましては記載の事情があれば、オンラインでの参加が可能ということでございます。

審議会におきまして、オンライン会議の参加とルールを記載のとおり決めているところでございますので、ご承知おきいただければと思います。

次に、感染症対策です。資料7をご覧ください。区では審議会開催に当たりまして、感染症対策を講じながら会議を進めさせていただければと思います。

具体的には、不織布のマスクの着用、手指消毒を各委員、職員側もいたします。

換気対策ですが、空調機を用いた換気対策を実施するとともに、1時間に1回、10分程度の窓開けあるいは扉開け、この部屋は窓がないので、扉を開けさせていただきます、換気を実施いたします。

過密防止対策ですけれども、区側の説明員につきましては、順次入れ替え制とさせていただきまして、各委員、区側説明者においてやむを得ない場合については、オンライン会議の参加も可とするということでご対応を図っていきたいと考えております。

会長 ただいまの区側のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

(「なし」という声あり。)

会長 よろしいでしょうか。

それでは、この内容に沿って運営していきたいと存じます。

庁舎での審議会開催に当たりまして、先ほど事務局のほうからご紹介がありました感染症対策を講じて実施してまいりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が減ってきたところに、冬場に入って、また急拡大の様相が見えるところですが、そのため、このような対策を取れる大きな会議室というのは非常に限られているものですから、できるだけ時間内に終わらせたいと思いますので、進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事の進行に当たりまして、一言お願いを申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くの方からご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は、個人情報保護に関するご質問等を明確かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(事務局から配布資料の確認)

限られた時間の中で、なるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は、審議事項につきまして明確かつ簡潔にお願いいたします。このことは区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

#### 4 諮問事項

##### (1) 個人情報処理に係る区の電子計算組織の外部結合事案の取扱いについて

会長	それでは、次第の4、諮問事項(1)個人情報処理に係る区の電子計算組織の外部結合事案の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約15分)
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をして、ご発言をお願いいたします。 まず、委員から。
委員	2点ありまして、まず1点目として、資料1-3の項番3、※の直前、下から2行目なんですけれども、総務省のガイドラインに参照されているクラウドセキュリティ認証が適用されていることの確認をもって、セキュリティレベルが担保されていると判断するということですが、この確認というのは相手方から言われるのを待って、それ以上のものではないという認識で合っているかどうか確認させてください。 もう一点としては、資料1-20、参考3、LGWAN-ASPの項番2、利点の(1)、ア、経済性ということで、保守運用専門人員を抱える必要がないというふうに書いてあるんですけれども、区の職員の方の知見がなくなると危ないのかなということを懸念しているんですが、ここに関してはどのようにして運用のノウハウを得ていくのか、ここに関してご教示ください。
区側	資料1-3、項番3の※印のところでございます。こちらのISMAP及びISMSのクラウドセキュリティ認証が適用されていることの確認をもってということですが、こちらにつきましては、この2つのいずれか認証を受けている場合には、企業側がそこはセキュリティがしっかり担保しているんだということを広く知らしめるために、普通は公開しているのが通例でございます。私どもがその公開されている認証の状況をつぶさに確認いたしまして、このセキュリティの認証が得られているのであれば、しっかりとした国のガイドラインに基づいた認証を得ているので安全・安心だなというところの確認をさせていただくということ

でございます。こちらにつきましては、積極的に区が確認していくという取扱いでございます。

2点目、資料1-20、LGWAN-ASPの中の記述に関するところでございます。職員の知見のところのご懸念でございますけれども、こちらにつきましては、基本的にはこういったセキュリティに関する知識かつ高度なシステムのセキュリティというところにつきましては、行政情報マネジメント課が内容をチェックしていくことを考えております。

ただ、現場の職員もですね、当然このシステムを使っていくには、システムの構造、内容、そして安全なのかというところは把握すべき事項というところでございますので、単に行政情報マネジメント課が理解していればよいということではなく、所管課と連携を図りながら理解をし、そして、運用面においても個人情報の漏えい等がないよう、行政情報マネジメント課と情報政策課、情報政策推進部全体でですね、そこら辺は把握、共有を図っていきたいと思っているところでございます。

会長 よろしいですか。

先ほど委員も手を挙げられていましたが。

委員 資料1-3のところ、項番1の基本方針の2段落目の、LGWAN-ASPを利用しない場合は、クラウドサービスのSaaSの活用も検討するということですが、目黒区では既にC O D M O Nの使用もされておまして、当然、区としては、アプリケーションを利用するだけなので、導入に対しては非常にたやすいということではありますけれども、そのシステムに登録するときの情報は、全て企業側が得てしまうということでありますから、それは匿名加工情報としてSaaSの提供する会社に全て情報が行ってしまうと思うんですけども、この辺のご懸念というのを区としてちょっとお伺いできればと思います。

2点目なんですけれども、資料1-3以下から、いろいろ区における基本対策基準ということで、様々ずっと続いているわけでありまして、こういう基準に達しているから安全というふうな認識というのは、それはそうだろうと思っておりますけれども、セキュリティというのは、いつも100%安全ということはないということでありまして、こういった一連の中にセキュリティが破られた場合に関して、情報が漏れた場合は、最終的には4月1日以降は、区が直接関与できるような状態ではない中で、いま一度、個人情報漏えいした場合に関しての対応とか保障とかはどう考えているのか、その辺をお伺いさせていただきたいと思っております。

区側 1点目、登録した区民の方のデータをいろいろアプリケーションを通じて登録することによって、匿名加工情報等のデータの対応がどうなっていくのかということでございます。基本的な考え方といたしまして、区民の方のデータを取り扱いながら、こういったアプリケーションを使っていくときには、企業側に区民の方が登録した個人情報を無断で使うことはしないでくれという話の約束をした上で、アプリケーションの利用をしていくところでございます。つきましては、区民の方の個人情報が気づいたら匿名加工情報になって、これが回っているということがないようにしていくということでございますので、そういったご心配の必要はないのかなと考えているところでございます。

2点目、漏えいした場合の対応はどうかということでございます。4月1日以降、直接関与ができない中でということでございますけれども、個人情報保護法が改正されたからといって、こういったアプリケーションを使ったサービスにおいて、区は全く責任がないということは一切ありません。直接、個人情報を取り扱わないにしても、アプリケーション上で

個人情報登録していく過程で、どうしても区に関与というのは、一定関与していく必要がありますし、事業者を使っていく、委託するという意味では、区に委託責任、また、個人情報を適切に扱わせるという管理監督責任があると考えておりますので、そういったところを念頭に置きながら、そういった漏えい事案が発生しないようにまず対応し、発生した場合には、事業者と協力して、再発防止あるいはさらなる事故の拡大を未然に防止していく等の対策を講じていく必要があると考えております。

委員

ありがとうございます。

再質問でSaaSの件なんですけれども、今後もそういうSaaSの活用をするときにも、外部の匿名加工情報で提供することがないようにという文言は入り続けるということでのよろしいかどうか。

国のほうも、やはり匿名加工情報とか非識別加工情報の提供をするようにと区に求めてくる可能性があると思いますけれども、求められたからといって、それをやはり真に受けることなく、それは提供しないという方向性で行くということでのよろしいかどうか、その辺を確認させてください。

区側

匿名加工情報にも行政機関等匿名加工情報と、民間事業者が行う匿名加工情報の2点があるということは、まず前提として押さえなければいけないかなと思っております。

行政機関等匿名加工情報につきましては、個人情報保護法の定めにより、都道府県、また政令指定都市が行わなければならないとされております。目黒区を含む、他の区市町村においては、それが任意であるというところで、目黒区においては、現在のところ、行政機関等匿名加工情報については取扱いをする予定はないところでございます。

ただ、国のほうでも、データ利活用の推進ということが方針として掲げられている中で、現在において、目黒区はすぐやらないというところではありますけれども、今後どうしていくかというところは、他の団体の状況ですとか、そういったところをつぶさに見ながら考えていくこととなります。

この匿名加工情報は、業者に個人情報を売るというものではなくて、確かにお金としては対価を頂くんなんですけれども、区民の生活をよりよくしていくために、こういった施策ができるかというのを提案いただくものになります。提案制度になりますので、そこら辺を含めながら、いずれにしても、他団体の状況を見ながら、目黒区としてどうしていくかというところは検討し、また、実施する必要があると区が考えた場合には、審議会の皆様にもご意見を頂きながら、その進め方については検討していきたいと考えております。

会長

それでは、次の委員、どうぞ。

委員

非常によく検討いただきまして、ありがとうございます。

大事なのは、やはり今もありましたけれども、資料1-2の3、運用のところだと思うんです。この運用をしっかりとやっていただいて、個人情報の漏えい、その他がないようにしっかりとやっていただければと思います。

多分、国のほうは、もうこの審議会のような形でチェックをしてくれることはないと思いますので、そうしますと、4月1日以降は区がしっかりとやっていくという、ここに書かれたところをいかに適切にやっていくか、これが大事だと思いますので、ぜひやっていただければと思います。今まで目黒区がやってきた個人情報保護が後退しないようにやっていただければと、そういうふう思うところです。

その上で、実は、この2、3、4につきまして、ここに諮問いただいているのは、第17条ただし書きの規定に基づく基準の見直しということにいただいているんですけども、2、3、4は、4月1日以降、こんな形でやるよということでご説明いただいて、大変いいことだと思うんですが、これは諮問の対象になっているのか、それとも単なる報告事項なのか。せっかくですから、ここの審議会でこういうふうに関後やっていくことを是とするかどうか諮問いただいて、それで是とするよ。だから、区はしっかりやってほしいという位置づけにもしてできればいいんじゃないかと思ひまして、諮問の必要性のところ、審議会条例の2条1項1号の規定に基づく、今後の4月1日以降はこうするよということも含めた諮問にさせていただくとよろしいんじゃないかなと思うところなんです、これは、実は今日の3件は全部そうなんです、そういうふうにしていただくと、この審議会が4月1日以降も、区がこういうふうに関後やっていくというのをこの場でしっかりと確認をしたというふうになるんじゃないかと思うところなんです、この辺、そういうふうにできますでしょうか、いかがでしょうかということ、

区側 ありがとうございます。

今まで目黒区が培ってきた部分を次につなげていくというところで、励ましの言葉を頂きまして、ありがとうございます。

審議会の所掌事項の2条1項1号、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項というところ、確かに4月1日以降、この運用基準というのが、区の内統制によってやっていく部分は大いにごさひまして、その中でも、運用の課題ですとか、外部結合に関する記述の部分も含めて、審議会からご意見、専門的な知見を賜らなければいけないという場合に、改めてこの基準についてご意見を賜るといふことが出てくると考えております。そういう意味で、皆様のご了解がいただけるのであれば、審議会条例2条1項1号の部分、諮問事項として加えさせていただけないのかな、と事務局は考えております。

会長 その場合は、採決の際に、諮問の必要性のところ、今のお話を加えた上でという形でしょうか。

区側 ということ、はい。

会長 その場合、この諮問の必要性のところを、どのように直しますか。

区側 その場合については、今のお話は、4月1日以降の部分の話がメインだということ、鑑みますと、「なお、4月1日以降については、本基準を適切に運用していく観点から、審議会条例の2条1項1号に関する事項を含めて諮問していくものである。」というような書きぶりになるのかなということ、うまく説明ができなくて申し訳ございません。

会長 必要性のところ、第17条のただし書きの規定に基づくのが3月31日までの話で、4月1日以降に関しては、審議会条例2条1項1号に含めてですか、踏まえてですか。

区側 そうですね。

会長 2条1項1号の規定に基づきですかね。



区側	<p>基づきですね。ただ、注意しなければいけない点が1点ございまして、個人情報保護法との兼ね合いで、法に関するものについては、審議会の諮問事項とはできないので、そこだけ注意が要るかなというふうに思います。この基準の運用の細目については、審議会にお諮りするところでは諮問をさせていただくことはできますが、根本的な法に記載の部分は諮問ができないという点だけが、懸念事項というか、注意を要する事項だと思います。</p>
会長	<p>ということですので、以降3件、全てこのような取扱いということによろしいですか。</p> <p>そうしますと、今、区側が、この諮問の必要性について、以降3件全ての諮問について、ここの部分をまず修正したいということですが、この点については皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」という声あり。)</p>
会長	<p>今度の残り2件についてのこの部分については、皆さんに配付している資料と異なるものになりますが、なお、4月1日以降は、審議会条例2条1項1号に基づき、個人情報保護法の範囲に触れない限りにおいてと、なお、運用上の注意について諮問する。具体的な表現の仕方は、事務局で最後考えていただいて、訂正資料を後日送付するなりして、正しい表現をしていただくにしても、今、こういう形にしたいというご提案がありましたので、それを踏まえて、採決の際にお諮りはしたいと思います。</p> <p>ただ、採決に行く前に、皆様のほうから、ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p> <p>次の委員。</p>
委員	<p>本質的な議論の後にちょっと細かい話で恐縮なんですけど、別紙1の読み方が分からなくて質問をさせていただきたいんですが、確認事項ということで、1の基本方針の中で言うと、SaaSの活用までは言及をされているんですが、4のIaaS・PaaSについては、特に基本方針には記載がされていなくて、そういう意味では、4番が突然出てきたように感じてしまったところなんですけど、この読み方をもう一度教えていただけますでしょうか。</p>
区側	<p>ありがとうございます。資料1-3、項番1に係る部分でございます。基本的な考え方としては、LGWAN-ASPのサービスがあるのであれば、LGWAN-ASPのサービスをクラウドサービスとして利用していったほうがいいというところの考え方に立っております。ですので、SaaSもIaaSもPaaSも、そういったネットワーク、LGWAN-ASPがあれば、そっちに乗せていくというところを考えております。</p> <p>ない場合には、SaaSのアプリケーションがあるものを使っていくところなんですけれども、記述の仕方としては、確かに明確になっていないところがあって大変恐縮ですが、一応、基本的な考え方の前提は、先ほど言ったLGWAN-ASPが前提で、IaaSもSaaSもPaaSも考えていきたいというところでございます。ちょっと表現は適切ではないかもしれません。</p>
委員	<p>そうすると、資料1-3の項番1、クラウドサービス(SaaS)と書いてあるところは、SaaSに限らず、IaaS、PaaSも含むということで。</p>
区側	<p>そうですね。</p>

委員	理解しました。
区側	すみません。
会長	もし、諮問のところを直した資料を再交付する際に、ここの説明の部分も少し補足するなり、表現を改めて分かりやすくすることが可能であれば、そこも若干修正をいただければと思います。
区側	承知いたしました。
会長	<p>それでは、皆様、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。</p> <p>まず、賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> <p>反対の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(反対者挙手)</p> <p>それでは、採決の状況をお知らせください。</p>
区側	出席人数は21名おりました、会長を除き20名おります。賛成が19名、反対が1名の計20名でございます。
会長	<p>賛成多数ということで、本件諮問については承認といたします。</p> <p>ただし、諮問文につきましては、先ほどの修正を踏まえた形という条件付きでございます。ありがとうございました。</p>

(2) 情報システム記録禁止事項の例外事案の取扱いについて

会長	続きまして、諮問事項(2)情報システム記録禁止事項の例外事案の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約5分)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。</p> <p>委員、お願いします。</p>
委員	資料2-2なんですけれども、上から2行目の(6)電子メール・FAX等の機密性が確保できない通信手段による送信の原則禁止とありますが、電子メールに関しましては、カプセル化の検討というのはされたかどうかということと、項番4の審議会への報告の中で、2段落目の令和5年3月31日までの法改正施行前においてと書かれておりますけれども、何かこの前、要するに、3月31日までに出版される予定をされているものはあるかどうか確認をさせていただきたいと思います。

区側	<p>ご質疑の前提のカプセル化というのはどういったものなのか、ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。メールというのは、手紙に例えると、封筒があって、手紙があって、それをセットで手紙を送るという形になりますけれども、さらにそこにもう一個封筒をかけて送ることによって、セキュリティの安全性が非常に高まるというシステムなんです。</p>
	<p>これはちょっとあれですけど、スノーデンさんがカプセル化によるメール送信は非常に安全だということでありまして、今後もなかなか、メール自体が原則禁止となると、なかなか用が足りないことも出てくるんじゃないかなということで、今、議員に対しても、パスワードを貼り付けて開けるというシステムで情報が届くような形になってはいますが、今後そういった技術を使って、電子メールであっても非常に安全に届くような、そういったシステムを採用していく検討はしていないということですね。</p>
区側	<p>その点につきまして、お答えをさせていただきます。</p>
	<p>現在、諮問事項1件目でも既にお話しさせていただきました委託事業者との情報授受についてということで、一定の大容量ファイルですとかを活用しながら、セキュリティを、パスワードを付けたりと、そういったことを一応やっているところでございます。現に利用しているものがございまして、そういったものを（6）については利用しながら行っていくという前提で考えております。</p>
	<p>ですので、カプセル化という名称は違うにせよ、一定のセキュリティを担保していくための措置を講じているということは、現状も行っているところでございますので、お求めのものと完全にイコールではないと思いますけれども、対策は講じているところでございます。</p>
	<p>2点目は、項番3、なお書きの3月31日までに個別事項で諮問する予定があるかというところでございます。今の予定ですと、個別具体の案件は、ここについてはないのかなとは思っておりますけれども、各所管でどういった事業をやっていくかというところは、これから次年度に向けていろいろ検討していく中で、どうしてもお諮りしなきゃいけないことが出てくるかもしれないというところはありますので、記載をさせていただいたところでございます。</p>
会長	<p>次の委員。</p>
委員	<p>1点確認をさせていただきます。今の質疑についてなんですけれども、資料2-2の（6）というのは、この要配慮個人情報に関しては、原則はカプセル化をしようとする、電子メールでの送信は原則禁止という上での話ですよ。ですから、どんなに武装しようとも、メールでは原則的には禁止事項という認識でよろしかったですか。それだけ確認させていただきます。</p>
区側	<p>今の委員のご質疑でございますけれども、原則として取り扱わないというのは大原則でございます。機密性が高い内容でございますので、本当にやむを得ない場合、相手がどうしてもその方法でないと対応できないというような状況の方とか、そういった特別な場合に限り、所属長が許可をし、誤送付がないことの手段を講じた上で対策を講じていくというところでございます。</p>
	<p>ですので、委員ご指摘のとおり、原則は駄目だということは念頭に置いて対応していきたいと思っております。</p>

会長	次の委員。
委員	<p>2点確認させてください。資料2-2の3、運用の「また」のところですが、4月1日以降の取扱いで、掲載手続きの中で確認をすることになっているんですけども、要配慮個人情報はかなりセンシティブな情報ですので、ほかのものと一緒ということではなく、要配慮個人情報を取り扱う場合は、例えば特別な扱いをすとかですね、何かそのようなことは可能かどうか。まずは1点、そこをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>ありがとうございます。要配慮個人情報を取り扱う場合には、この資料の中でも書かせていただいておりますとおり、非常にセンシティブな情報でありまして、要配慮個人情報を取り扱う場合の情報の分類の位置づけを高レベル、一番上に位置づけるということをまずやります。その位置づけをすることによって、適切な個人情報の取扱いをしていかなければいけない一つ。その一つとなったことによって、機密性を非常に担保していきながら、扱いをしなければいけないというところの運用になりますので、要配慮個人情報だけではなく、ほかにもいろいろ取り扱わなきゃいけない、例えばマイナンバーを適切に扱わなきゃいけないとか、それは法律で要請される場所ですけども、それらと同じ高度な取扱いをしていくという位置づけにはなりますので、委員のご懸念の部分は担保できるのかなと思っております。</p>
委員	<p>ぜひきちっとやっていただいて、今、出たマイナンバーも含めましてですね、一般的な個人情報とまた違うものについては、より適切な運用をしていただきたいということが1点です。</p> <p>もう一点確認させていただきたいのは、4月1日以降なんですけれども、現行の条例16条の2号情報ですね。今までこの審議会でも認めたものはないですが、仮に4月1日以降、要配慮個人情報以外で記録禁止に当たるようなものが出てきたときはどのような取扱いになるのか、ちょっと説明がなかったので分からなかったんですけども、教えていただければと思います。いかがでしょうか。</p>
区側	<p>要配慮個人情報に定めがあるもの以外で、取扱いをしていかなきゃいけない事項が出てきた場合の取扱いということでございます。</p> <p>現在の要配慮個人情報ですが、現在というのは語弊がございますね。来年の4月1日から施行される個人情報保護法における要配慮個人情報については、区の事務の中で取り扱っていく項目については、基本的にはおおむね法律で定める要配慮個人情報に分類できるだろうというところで、先般の審議会の法改正における答申で分類をしていただいたという認識でございます。</p> <p>その上で、その分類のどこにも入らないということが出てきた場合については、これは改めて区の中で条例要配慮個人情報として定める必要がある事項ということで整理をし、必要に応じて、その条例で定めをしていく必要があるのだと思います。その定めをするかどうかというのは、やはり要配慮個人情報の規定ぶりですとか、個人情報保護委員会の法解釈がどうなのかというところをつぶさに見ながら、また審議会のご意見も賜りながらですね、必要に応じて条例化を図っていくという段取りになろうかと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。非常に難しい問題かもしれませんが、適切な運用をお願いしたいと思います。</p>

会長	<p>それでは、よろしいでしょうか。 次の委員。</p>
委員	<p>細かいところで、先ほどの質問と同じく、裏面の（６）電子メールとかFAXの送信についてです。やむを得ない送信の場合には、要課長許可と授受記録作成とありますけれども、ここに書かれていない、ほかの誤送付がないように講じる措置というのはあるということですかね。例えば、今年度もスポーツ振興課のほうで、学校に送るはずだったFAXを誤送信で都内の企業に送ったという事例がありましたように、この課長の許可と授受記録の作成以外に、例えば番号をダブルチェックで見るとか、そういうような特別な措置で講じるものがあるのであれば教えていただきたいなと思います。</p>
区側	<p>はい。（６）の部分でございます。人がやることですので、ミスがどうしても生じるということは念頭に置いて当たらなければいけないということは、ご質問のとおりかと思えます。特別に講じていくものとしたしまして、やはりメールアドレスが正しいのかというところはダブルチェックをしていく、あるいはトリプルチェックをしていく必要性がありますし、場合によっては、メール送信のときにすぐに送るのではなくて、送信予約というののできたりする機能が区の内部にございますので、そういったところで一旦送信の段取りをとって、冷静になって送付先が正しいのかというところをチェックしていく等の具体的な対策は講じていきたいと思っています。</p> <p>技術的にほかに何ができるのかということも考えていかなければいけないかなと思っていますので、そういったところは、現在の技術水準等を見ながら、他団体の状況も踏まえて、また検討できればなと思っています。</p>
会長	<p>それでは、皆様、よろしいでしょうか。 では、採決に移ります。 賛成の方、挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手） 反対の方、挙手をお願いいたします。 （反対者挙手） 事務局のほうで採決の状況をお知らせください。</p>
区側	<p>申し上げます。賛成２０名、反対０名の計２０名でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 全員賛成ということで、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。</p>

（３）外部提供、目的外利用及び本人外収集に関する事案の取扱いについて

会長	<p>次に、諮問事項（３）外部提供、目的外利用及び本人外収集に関する事案の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>（資料により説明）（約１０分）</p>

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そうすると、今回、諮問3件目については、3のところと5のところの表現を若干修正する必要はあるということですか。</p>
区側	<p>そうです。すみません。</p>
会長	<p>では、その正式な表現については、資料の再配付の際にご確認いただくということで、今は口頭での説明を受けた内容を改めて皆さんにお諮りするということをまずご確認したいと思います。</p> <p>ということで、運用に関しては、行政情報マネジメント課と協議をした上で運用をするという形であると。それから、諮問の必要性については、前2件と同様に、4月1日以降の内容も含むけれども、適用の条文が変わるということをご承知の上で、後ほど採決の際に改めて申しませんが、その点をご承知おきいただければと思います。</p> <p>それでは、本件につきまして、皆様方のほうからご意見、ご質問等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。</p> <p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>資料3-1の四角の枠の中なんですけれども、4の2行目、当該本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合には、通知しないことができると書かれていますが、これはどういうものに当たるのかどうか、イメージができなかったもので、何か該当するものがあれば、具体的なものを教えていただければと思います。</p> <p>あと、資料3-3の11から13ですけれども、これまで審議会で承認されたということですが、今後これが増えていく可能性は当然あるとは思いますが、4月1日以降はどうなるのか確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>あと、資料3-6の下から6行目、「しかし」から始まるところでありますけれども、個人情報収集をする際には、原則として本人から直接収集することが本人の権利・利益の保護に資するという現行条例の考え方を念頭に置きつつというふうにあります。目黒区は国よりも個人情報保護に関しましては先駆的に取り組んでいて、国のものよりも内容のすばらしいものが現在あるわけでありまして、4月1日以降は、目黒区の個人情報保護条例の考え方を念頭に置きつつもということで、個人情報保護の後退になっても、改正される個人情報保護法に従っていかなければならないと読んでよろしいのかどうか。</p>
区側	<p>資料3-1の四角囲いの現行条例の第15条4項に係るご質疑でございます。2項2号というのが、緊急避難的に区民の生命、健康、財産等の危険を避けるために、本人同意を得ないで外部提供する場合というところの規定について、ただし書きで侵害があると認められる場合には、本人へ通知しないで外部提供できるというものでございます。</p> <p>ここの部分については、直近、区民の殺害予告が例えば区に届いたときに、警察に、区民というのは誰がということではなくて、広く例えば誰かを殺害するという予告がされたときに、警察に提供するような場合がありまして、そういったことで外部に提供するというのがケースとしてはございます。</p> <p>あるいは、例として、緊急に輸血が必要な場合に、医師に血液型を知らせなければならないケースがあり、早く輸血をしなきゃいけないというような場合に、本人に同意を得ないで血液型をお知らせして、命を守るというケースというのがこういった事例でございます。</p> <p>2点目、4月1日以降の資料3-3に係る部分の取扱いというところでございます。類型</p>

が増えた場合ということですね。類型が増えた場合については、その必要性があると認めた場合には、審議会に対してご意見を賜りまして、この類型化を足していくということをしていくことを考えておりますので、またそういった際には、ぜひ皆様の持っている知見を活用させていただければと思っておりますのでございます。

3点目、資料3-6、目黒区のすばらしい基準がある中での法改正ということでございますが、委員ご指摘のとおりでございます。ここにつきましては、改正個人情報保護法で特段の定めができないところがございますので、目黒区独自に今までの収集禁止に関する9条の部分ですとか、そういったところを改めて制定することができないものになりますので、個人情報保護法に則って、適切に対処をしていくことが望まれるんですけども、そうはいっても、今までの理念を全く捨て切ってしまうと、やはり適切な個人情報保護が図られないところがありますので、法に反しない程度で運用基準を今回定めさせていただくということでございます。

会長 委員、お願いします。

委員 1点だけ確認させていただきたい。資料3-2の表1の上のお書きのところなんです、区長部局と行政委員会での情報提供についてですが、外部提供事案として整理するとここに書いてあるんですけども、これはこの基準の適用だけの場合を言っているのか、それとも情報のやりとり全てが外部提供ということで、内部利用にはしないと言っているのか、すいません、そのところが分からなかったもので、教えていただければと思います。

区側 資料3-2、表1の上のお書きの部分でございます。今、ご質疑いただきましたのは、後者のほう、取扱いも含めて外部提供という扱いになるということで、国のガイドラインでもそのようにせよと示されておりますので、私どもとしてもそれに従わざるを得ないという状況でございます。

委員 ありがとうございます。かなり厳しくなると思いますが、適切によろしく願いいたします。

会長 それでは、よろしいですか。  
では、採決に移ります。  
賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

採決の状況を事務局、お知らせください。

区側 申し上げます。賛成19名、反対1名、計20名でございます。

会長 それでは、賛成19名ということで、本件諮問については承認といたします。どうもありがとうございました。

## 5 報告事項

### (1) 個人情報保護法の改正に向けた区の取組み状況について

会長	続きまして、次第の5、報告事項に移ります。報告事項は1点です。個人情報保護法の改正に向けた区の取組み状況について、区から報告を受けます。
区側	(資料により説明) (約1分)
会長	ありがとうございました。 4月1日からの新法に基づく施行に向けて準備がなされているという旨のご報告でございました。

## 6 その他

会長	その他につきましては、こちらでご用意した議題はございません。 以上で、本日本日予定をしておりました議題及び報告事項を全て終了いたしました。
区側	事務局からの連絡事項です。 本日の会議録について、事務局で取りまとめた案につきましては、出席者の方々に送付させていただきます。恐れ入りますが、内容の確認のほど、よろしくお願いいたします。 次回、第5回審議会でございますけれども、2月に定期的な開催を予定しているところでございます。日程調整については、追って調整をさせていただければと思います。
会長	どうもありがとうございました。 2月は、まだ日程は分かりませんが、おおむね月曜日に開催されておりますので、2月の月曜日、今回は13時からということでしたけれども、通例は14時ぐらいでしたので、時間もまた会議室次第となりますが、午後のご予定を空けておいていただければ幸甚でございます。 以上をもちまして、全ての議事進行を終了いたしました。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上